# 小田原市人権施策推進指針

 $\sim$  誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合う まちづくり  $\sim$ 

小田原市

## 一 目次 一

<u>I</u>	<u> 人格</u>	<u>『施策推進指針の策定にあたって</u>	
	1	指針策定の趣旨	1
	2	指針の位置づけ	1
	3	指針策定の背景	
		(1) 世界の動き	2
		(2) 国内の動き	2
		(3) 小田原市の取組	3
Ι	指金	<u> が目指すもの</u>	
	1	基本理念	
	2	基本目標	4
Ш	人権	<u>を施策の推進へ向けて</u>	
	1	人権教育・啓発の推進	
		(1) 学校教育において	
		(2) 社会教育において	
		(3) 市民啓発において	
		(4) 特定職業従事者に対して	6
	2	相談・支援の充実	
		(1) 相談窓口の充実	
		(2) 相談・支援の連携	
		(3) 専門相談員の確保と養成	
	3	市民団体や関係諸機関との連携	6
<u>IV</u>		別施策の推進	
	1	女性の人権	
	2	子どもの人権	
	3	高齢者の人権	
	4	障 <mark>がい</mark> 者の人権	
	5	同和問題	
	6	外国籍市民の人権	
	7	ホームレスの人権	
	8	患者等の人権	
	9	犯罪被害者等の人権	
	10	インターネット等による人権侵害2	
	11	さまざまな人権課題	23

٧	今後	<u>後の人権施策推進における課題</u>	
	1	庁内推進体制の整備	25
		(1)組織体制の見直し	25
		(2) 職員への人権研修	
		(3) 人権情報の収集と活用	25
	2	第三者評価機関の設置	25
	3	人権施策推進指針の見直し	25
<b>≪</b> j	資料網	扁≫	
	1	小田原市人権施策推進指針策定経過	·····27
	2	小田原市人権推進指針策定委員会設置要綱	28
	3	小田原市人権推進指針策定委員会委員名簿	29
	4	日本国憲法が規定する人権	30
	5	日本国憲法(抜粋)	31
	6	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	32
	7	人権教育・啓発に関する基本計画(抜粋)	33
	8	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	36
	9	世界人権宣言	
	10	小田原市民憲章	45
	11	小田原市平和都市宣言	45
	12	小田原市教育都市宣言	46
	13	おだわらっ子の約束	46

### I 人権施策推進指針の策定にあたって

### 1 指針策定の趣旨

「人権」が大切だと言われるのはなぜでしょうか。

「人権」とは、人が人らしく幸福に生きていくために最低限必要な権利であり、誰もが生まれながらにして持っていて、誰からも侵されることのないものです。

私たちは、日常生活において、誰しもが、多くの人たちとの関わりの中で生きています。しかし、一方の権利を主張することは、他方の権利を侵害することにもつながり、さまざまな衝突や紛争の要因となります。こうした意味で、私たちの社会生活は、人権問題と無縁でいることはできません。そのため、一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や違いを認め合い、多種多様な文化や生き方を尊重することが大切です。

人権問題の解決に向けてはこれまでも、国際的・国内的に多くの取組がされてきましたが、今日、私たちの回りでは、家庭における子どもへの虐待、学校におけるいじめ、高齢者、障がい者に対する偏見や差別などさまざまな人権問題が幅広く存在しているほか、雇用不安、格差、貧困といった問題が社会問題となっています。また、国際化、少子・高齢化、情報化の進展とともに新たな人権問題も生じるなど、人権問題は、多様化・複雑化する傾向にあります。

小田原市ではこのような人権をめぐる動きや法整備を踏まえ、さまざまな人権問題に 取り組んできました。そして、すべての人が、互いの文化や人権を尊重し、認めあい、 共に生きていく平和な地域社会を築くための「共生」の心が必要であると考えています。

人権問題の解決に向けては、社会全体での取組はもちろんのこと、まずは一人ひとりが人権に対する確かな知識と理解を深めることで、偏見や差別の意識を改め、誰に対しても思いやりをもって暮らすことのできる社会をつくっていくことが必要です。今まで以上に一人ひとりが、日常生活の中で、「人権」や「人権問題」に関心をもち、身近なところから、人権問題を解決していくため、小田原市の諸施策を人権尊重という視点から改めて捉えなおし、市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにした「小田原市人権施策推進指針」(以下、「指針」)を策定します。

### 2 指針の位置づけ

この指針は、人権施策を推進するにあたり、人権尊重の視点に基づいて何を大切にし、 どのように施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、小田原市の人権 施策の基本理念と今後取り組むべき方向性を明らかにしたものです。

今後策定する各種計画等についても、指針に掲げる人権の視点を取り入れた計画となるよう整合性を図り、人権に関する諸施策を体系的、総合的に実施できるようにします。なお、本指針でいう「市民」とは、小田原市の施策と関わりのある人のことをいいます。

### 3 指針策定の背景

#### (1)世界の動き

20世紀に入ってからの二度にわたる世界大戦により、人類は世界的規模での人権の抑圧や侵害を経験しました。その反省から、人類共通の課題としての世界平和を実現するため創設された国連において、第二次世界大戦後間もない昭和23年(1948年)、人権について「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。

さらに、この宣言の理念を実効性あるものとするため、昭和 41 年 (1966 年) には「国際人権規約」が採択され、以後、世界人権宣言の理念を踏まえた多くの人権条約が国連において採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年など国際的な取組が行われてきました。

しかしながら、その後も世界各地では数々の民族紛争をはじめ、さまざまな人権問題があとを絶たず、国連では、世界の国々や地域において人権文化を築くことを目指し、そのための教育啓発活動に取り組むよう、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)を「人権教育のための国連10年」と定めました。10年の終了後には、それを引き継いで「人権教育のための世界プログラム」を開始しています。

また、平成18年(2006年)には、従来の「人権委員会」を格上げするかたちで「人権理事会」が設立され、日本も47理事国の一員に選出されています。

### (2) 国内の動き

日本では、昭和 22 年(1947 年)に施行された日本国憲法において、「自由権」、「平 等権」、「社会権」等の基本的人権を保障しています。

また、国連を中心とする国際的な人権意識の高まりのなかで、人権に関する国際条約 等が日本でも批准されるようになりました。

現在では、憲法の基本的人権の規定のほか、その下に、人権保障のため多くの国内法が制定されており、これに基づき、各種施策が推進されてきました。

また、国連での「人権教育のための国連 10 年」を受け、日本では平成 9 年(1997 年)に「国内行動計画」が策定され、さらに、平成 12 年(2000 年)には、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、人権教育・啓発の理念、国、地方公共団体、国民の責務などを具体的にするため「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律の規定に基づき、平成 14 年(2002 年)には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国ではこの基本計画に基づき、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を推進しています。

#### (3) 小田原市の取組

小田原は、相模湾、箱根連山、曽我丘陵、酒匂川、早川といった大自然に囲まれ、そのいずれもが心やすらぐ美しさを誇り、私たちに自然の恵みをもたらしています。

また、古くから地理的に重要な位置にあり、古来より東西交流の動脈線上の拠点として発展し、現在も、背後に富士箱根伊豆国立公園を控えて、交通の要地として大きな役割を担っています。

自然的にも地理的にも恵まれた小田原では、古来より、有形無形の歴史的・文化的資産が蓄積されるとともに、北条早雲、二宮尊徳をはじめとする歴史上著名な人物が生まれ育ち、あるいは集い、それぞれの時代にまちを築き、文化を育ててきました。

このように、自然環境や歴史的・文化的な蓄積に恵まれ、多様な都市機能を備えた小田原市では、こうした個性を生かしたまちづくりが行われてきました。

このような中、小田原市では、施策全般の基本方針を明らかにした総合計画「ビジョン 21 おだわら」(計画期間:平成 10 年度~平成 22 年度)において、「平和な地域社会の実現」を掲げ、すべての人々が、互いの文化や人権を尊重できる平和な地域社会の実現を、また、地域社会において誰もが安心して暮らせるよう、さまざまな施策を通して住みよいまちづくりの実現を目指し、さまざまな分野について人権問題を解決するための施策を課題ごとに講じてきました。

特に、最近では、国の動向に合わせて、平成11年(1999年)に「おだわら女性ビジョン」、平成19年(2007年)に「小田原市地域福祉計画」、「小田原市障害福祉計画」、平成21年(2009年)に、「おだわら高齢者福祉介護計画」、平成22年(2010年)には「小田原市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」など各分野での中長期的な計画を策定しています。さらには、社会が複雑化した現在、単独の主体での取組だけでは課題の解決に向けての効果が十分に得られない場合が多いことを踏まえ、「小田原市地域コミュニティ検討委員会」や「ケアタウン構想検討委員会」等により、「新たな支え合い」の仕組みづくりについても検討が行われており、それぞれが人権尊重や権利擁護の視点を伴った内容となっています。

しかしながら、国際化、少子・高齢化、技術革新など時代環境の急速な変化に伴い、 人権問題は多様化・複雑化するとともに、新たな人権問題も生じるなど、これまでの施 策・手法では対応しきれなくなっており、所管部署が連携しあわなければ多岐にわたる 人権問題を解決することはできません。

庁内組織や関係諸機関との連携により相談・支援体制等の整備を図り、人権尊重の視点にたった取組をさらに推進していく必要があります。

なお、小田原市では、現在の総合計画「ビジョン 21 おだわら」が平成 22 年度末で終了することから、平成 23 年度からスタートする新しい総合計画の策定に着手しています。新しい総合計画においても、引き続き、人権尊重の視点を踏まえ、人権施策の推進を位置づけていきます。

### Ⅱ 指針が目指すもの

### 1 基本理念

### 誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり

私たちは、豊かな自然と環境に恵まれたこの小田原市において、日々多くの関わりの中で生きています。しかし、一方の権利だけを主張することは、他方の権利を侵害することにつながる場合もあり、さまざまな衝突や紛争の要因となることもあります。人と人、人と自然、人と地域といったように相互の関わりもさまざまです。

人はそれぞれに、生まれた場所も時代も環境も性別も人種も異なり、生き方も当然一人ひとり異なります。そうした違いを乗り越え、豊かな環境を守りながら、平和の中で、お互いが、個人としてかけがえのない存在として尊重され、一人ひとりが「共に生きる社会」の一員として、お互いを尊重し、支え合って生きる社会を実現していかなければなりません。そのため、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」を指針の基本理念として、あらゆる施策を推進します。

### 2 基本目標

小田原市では、基本理念に基づき、次の基本目標の実現を目指して、さまざまな施策を推進します。

#### ◆人権尊重の視点に基づいた市政の推進

誰もが、安心して日常生活を営むためには、一人ひとりが個人として尊重されなければなりません。すべての施策は、この視点から計画・執行されるべきものであり、そうした意味では、すべてが人権と結びつきを持っています。

こうしたことから、すべての施策において、「人権尊重」に視点を置いた市政の運営 にあたります。

### ◆参加と協働による人権施策の推進

多様な形態で生ずる人権課題については、公的な機関・制度だけでは対応しきれないケースも生じてきています。何より、権利の主体である市民の参加なくしては、真の人権の保障はありません。人権が保障されたまちづくりには、一般市民をはじめ、NPO\*1、企業、各種団体等、多様な人々による参加と協働が欠かせません。そのため、市民と行政が参加・協働する体制を構築し、人権施策を推進します。

### ◆人権意識・人権感覚の向上

人権を尊重した市政運営にあたっては、職員一人ひとりの高い人権意識・人権感覚が必要になってきます。

そこで、すべての職員が多様な人権問題を正しく理解し、人権に関する豊かな感覚と 的確な問題意識を持つことができるよう研修等を通じて人権意識等の向上に努めると ともに、日常生活の中で人権尊重の意識が浸透するよう市民一人ひとりの人権意識の向 上に取り組みます。

※1 NPO:民間非営利組織 (Non Profit Organizationの頭文字) 営利を目的としない民間団体の総称、民間の市民活動団体

### Ⅲ 人権施策の推進へ向けて

人権施策を推進するに当たっては、小田原市では、次に掲げる視点に留意しながら、「基本目標」の実現に向け、「人権教育・啓発の推進」、「相談・支援の充実」、「市民団体や関係諸機関との連携」を図っていきます。

- 1. 人権問題を他人事でなく自分の問題として考える
- 2. 人権問題は現象面だけでなく周辺の要因も含め総合的に考える
- 3. あらゆる立場の人々の視点で考える
- 4. 人権に係る国内外の取組の動向を把握する
- 5. 社会情勢の変化と人権問題の関わりを考える
- 6. 従来の枠組みにとらわれずに施策等を点検する

### 1 人権教育・啓発の推進

### (1) 学校教育において

子どもたちの発達段階に応じながら、学校における教育活動全体を通じて、一人ひとりを大切にする教育を推進し、<mark>人権</mark>を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

### (2) 社会教育において

社会教育の視点を踏まえた市民の人権教育を推進します。

そのために、人権に係る各種講座や研修会を通じて人権学習の取組を進めるとともに、 参加体験型学習など、人権感覚を高める学習機会の提供を検討します。

また市民の人権に関する主体的な学習を支援します。

### (3) 市民啓発において

市民一人ひとりが人権について正しい理解と行動がとれるよう関係諸機関と連携した啓発活動を推進します。また、市民一人ひとりが人権について正しい理解を深め、これを体得できるよう多様な機会等の提供、効果的な手法を検討します。

#### (4)特定職業従事者に対して

小田原市職員はもとより、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者の人権意識を高め、人権擁護の徹底を働きかけます。

#### ≪特定職業従事者≫

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

- ①検察職員 ②矯正施設・更生保護関係職員等 ③入国管理関係職員
- ④教員·社会教育関係職員 ⑤医療関係者 ⑥福祉関係職員 ⑦海上保安官
- ⑧労働行政関係職員 ⑨消防職員 ⑩警察職員 ⑪自衛官 ⑫公務員
- ③マスメディア関係者

(「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画より抜粋)

### 2 相談・支援の充実

#### (1)相談窓口の充実

いじめや虐待をはじめ、ドメスティック・バイオレンス (DV) \*2 などで、解決策を求めて行政の相談窓口を利用する人が増えており、また、相談内容も複雑多岐にわたってきています。今後は、市民が相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。

#### (2)相談・支援の連携

子ども、女性への虐待、複合した人権課題などに的確に対応していくため、国・県の関係機関をはじめ、NGO $^{*3}$ ・NPOや民間団体等との連携強化を図り、救済につながる体制づくりに努めます。

### (3)専門相談員の確保と養成

相談内容の多様化・複雑化に伴い、相談に携わる者の専門的知識の取得や応対技術の 向上が求められてきています。個々のケースに応じた的確な対応を図るため相談専門員 の確保等を図っていきます。

### 3 市民団体や関係諸機関との連携

子ども、女性への虐待、複合した人権課題などに的確に対応していくため、国・県の関係機関をはじめ、NGO・NPOや民間団体等との連携強化を図り、救済につながる体制づくりに努めます。

また、社会全体で人権問題に取り組めるよう、家庭、地域、学校など、さまざまな分野での連携に努めます。

※2 ドメスティック・バイオレンス (DV): 夫や恋人、パートナーから受ける暴力

※3 NGO:非政府組織(Non Governmental Organizationの頭文字) 国連のような政府間組織・政府に対する民間団体の呼称

### IV 分野別施策の推進

### 1 女性の人権

#### 現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法において明記されており、法制上も「男女雇用機会均等法」などによって、男女平等の原則が確立されています。平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の日本における最重要課題の一つに位置づけられました。しかしながら、男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場においてさまざまな男女差別を生む原因となっています。

男女共同参画社会基本法が制定されてからの10年で、女性の社会参画が進み、あらゆる場面で女性の活躍する姿が見られるようになりましたが、それはまだ一部の女性たちに限られたことであり、国際的に見ても女性の参画状況は極めて低い状況にあります。意見を反映させる審議会などの政策・方針決定過程へ男女が対等に参画する必要がありますが、女性の参画は近年停滞しています。また、就業の場においても、女性の就業率や管理職への登用は男性に比べて依然として低い現状があります。さらに、夫や恋人などのパートナーなどからの暴力=ドメスティック・バイオレンス(DV)は深刻化しており、その影響が子どもにまで及ぶケースも少なくありません。相談件数が増加傾向にある中、一時保護施設などが不足しており、DV被害者救済支援の拡充が求められており、よりきめ細かな被害者救援策が必要となっています。

小田原市では、平成11年(1999年)、従前の「女性プラン」を改定し、「おだわら女性ビジョン」を策定しました。「おだわら女性ビジョン」では、女性問題を人権問題と位置づけ、社会のあらゆる分野で男女共同参画社会の実現を目指し、施策を進めてきましたが、計画の目標年次である平成22年度を迎え、社会環境の変化や課題への対応、男女共同参画のより一層の推進という観点から改定する必要が生じています。

男性と女性が性別によって差別され、役割を強制されることがなく、自立した個人として尊重され、男女がともにあらゆる分野に参画し、責任を分かちあう男女共同参画社会を実現するために、推進組織の整備・充実も重要な課題となっています。

#### 主要施策の方向

#### 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と意識啓発の充実

ドメスティック・バイオレンス (DV) は、それが重大な人権侵害であり犯罪行為であるという認識を深め、根絶に向けた啓発を進めます。また、セクシュアル・ハラスメント※4防止のための啓発に努めます。

#### 2 相談体制の充実と関係機関との連携

DV等をはじめとした女性からの相談に対応する窓口機能の充実を図るほか、被害者の早期発見と迅速な救済が図れるように関係機関との連携を図ります。

#### 3 男女共同参画社会のための意識づくり

男女共同参画の視点に立ち、家庭、学校、地域、職場などで、男女平等の認識が深まるよう啓発します。また、男女が互いの人権を尊重するための意識づくりを進めます。

#### 4 仕事と家庭等の両立を目指す環境づくり

育児・介護のための支援体制を充実させ、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる体制を整えるとともに、女性の就業を支援するため、就業機会の拡大や、職業能力向上のために学習機会の充実に努めます。

#### 5 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

行政や地域社会など、社会のあらゆる分野に、女性の意見を反映させるため、審議会などの政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。また、政策や方針を決定する場に積極的に関わることができる人材を育成するため、学習機会の充実を図ります。

#### 6 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現を総合的に進めるため、推進体制を整えるほか、NPOや他の行政機関などとの連携を深め、団体活動の支援や、活動拠点の充実を図ります。

※4 セクシュアル・ハラスメント: 異性に対する性的ないやがらせ 略して「セクハラ」ともいう

### 2 子どもの人権

#### 現状と課題

子どもの人権については、平成元年(1989年)の国連総会で子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択され、日本も平成6年(1994年)4月にこの条約を批准しましたが、子どもへの虐待やいじめなど、子どもの人権を侵害する問題が後をたちません。

現在の子どもを取り巻く状況としては、いじめ、暴力、虐待、インターネット・携帯電話等による誹謗や中傷など、さまざまな憂慮すべき問題があり、残念ながら子どもが加害者となる場合もあります。「人間の生命がかけがえのないものであること」を子どもにしっかりと伝え、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるように、人権教育を進めていくことがより一層必要となっています。また「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもが人格を持った一人の人間として尊重され、一人ひとりが大切にされる教育の実現に向け、家庭や地域と連携を強めていくことが求められています。

小田原市においては、年々増加する子どもへの虐待に対し、防止策を講じ、児童虐待 防止ネットワーク、児童相談所や他機関との連携を行っておりますが、これからもさら に、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

乳幼児期においては、保育所の入所や特別保育への要望が高い状況が続いており、施設の拡充や整備が求められています。同時に、他の親子との交流を通じ、精神的な育児不安や負担を軽減できる環境を整備する必要があります。

学校教育期においては、すべての教育活動を通して、それぞれの発達段階に応じ、子どもが人権尊重の意識を高め、主体的に人権の問題に取り組める力を育むための人権教育を推進しています。また、人権が尊重される学級・学校づくりに努めるとともに、不登校やいじめなどについては、教育相談活動の充実を図り問題の解消に向けた取組を行っています。さらに、市内の小・中学校に在籍する外国籍等の子どもに対しては、必要に応じて日本語指導を実施しています。

青少年期においては、青少年相談センターをはじめとした関係支援機関と連携し、 きめ細やかな相談体制を充実させていく必要があります。青少年期においては、地域 総ぐるみで青少年の成長を支えていくことが求められています。

#### 主要施策の方向

#### 1 児童虐待の予防・支援

「小田原市要保護児童対策地域協議会」において、実務者会議や個別ケース検討会議を実施したり、小・中学校、保育所、幼稚園におけるネットワーク会議の充実を図るなど、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。また、児童虐待の未然防止のため乳児家庭全戸訪問の実施に努めます。

※「児童虐待」における「児童」とは、18歳に満たない者をいいます。

#### 2 相談・支援体制の整備・充実

子どもや保護者等が、安心して相談できる体制の一層の充実を図ります。児童虐待、問題行動、不登校、いじめなどの相談に初期段階で対応できるよう、児童相談員の配置やカウンセラーを派遣するなどの相談体制を整備していきます。また、困難を抱える青少年や保護者の不安や悩みを解消し、早期に問題解決が図られるよう、関係支援機関と連携しながら安心して相談できる体制を充実させます。

#### 3 子育て環境の充実

保育所の入所待機児童解消や延長保育、一時預り及び病後児保育の支援体制づくりを行い、保護者の就労などの理由により保育困難な子どもに対し適切な保育環境づくりを進めるとともに、子育て世帯に利用しやすいまちづくりを目指します。

また、安心して子育てができるよう、子どもを預けたい人と預かる人で構成する「ファミリー・サポート・センター」<sup>\*5</sup>の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導、育児情報の提供、親子同士の仲間づくりや情報交換ができる「子育て支援センター」の整備充実を図ります。

#### 4 子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

子どもたちが健やかに育つため、子どもの人権に配慮した学校運営や教育指導等に努め、子どもたちが豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりを図ります。また、学校・家庭・地域等との連携により、青少年に悪影響を及ぼす有害な社会環境の浄化を進めるとともに、青少年の健全育成を担う指導者の養成を図りながら、これに取り組む市民活動を促進します。

#### 5 人権尊重の意識を高める教育の充実

幼児・児童・生徒が自ら「考え、感じ、行動する」という主体的な学習の中で、人権問題についての理解を深め、他者の意見を傾聴し他者を尊重する態度を身につけることができるよう、指導方法の改善に努めます。また、人間関係を築く能力やコミュニケーション能力、他の人の立場や思いを想像する力を育てるために、職業体験やボランティア活動等の多様な体験学習や、高齢者、障がい者等の地域の方々との交流の機会を充実させます。

※5 ファミリー・サポート・センター:子育でに関する援助を受けたい人(依頼会員)と援助ができる人(支援会員)がそれぞれ会員登録をして、育児の負担を軽減するために、地域の人たちが互いに助け合っていくことを目指した会員同士の相互援助活動

### 3 高齢者の人権

#### 現状と課題

先進国を中心として、世界的に高齢化が進む中、平成4年(1992年)の国連総会において、平成11年(1999年)を国際高齢者年とする決議がなされました。

日本では、平成7年(1995年)12月に、「高齢社会対策基本法」が施行され、平成13年(2001年)12月には新たな「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

さらに、平成18年(2006年)4月には高齢者の尊厳の保持の重要性から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

日本の総人口は、平成16年(2004年)をピークに減少局面に入り、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えて、高齢化が一層加速しています。こうした状況の中、介護の際の虐待や、詐欺商法での被害といった高齢者の人権問題が社会問題となっています。

小田原市では、平成8年(1996年)に高齢化率が14%を超えて「高齢社会」 $^{*6}$ となり、それからわずか10年後の平成18年(2006年)には21%を超え「超高齢社会」 $^{*7}$ に入りました。さらに平成26年(2014年)には、高齢化率は26%となり、市民の4人に1人が高齢者という状況になると見込まれています。

高齢者人口の増加に伴い、介護が社会問題化する中で、平成12年度には「自立支援」と「尊厳保持」を理念とする介護保険制度がスタートしました。サービスの利用、供給ともに順調に推移し、小田原市でも介護保険給付費が初年度の42億円余から、平成21年度(2009年度)90億円余に増加するなど、介護保険制度はすでに市民生活に定着しています。

一方で、少子高齢化とともに家族やコミュニティのあり方が変容するにつれて、高齢者の人権に関わる問題が顕在化しつつあります。援護を要する高齢者が的確なサービスを受けられなかったり、身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も増え、問題は複雑かつ深刻化しています。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けられるよう、人権推進に関わる地域 住民や関係機関との連携体制を強化するとともに、市民ぐるみの意識向上を図ることが 求められます。

#### 主要施策の方向

#### 1 高齢者相談・支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう相談体制を整え、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことのできる体制の充実を図ります。

#### 2 高齢者の権利擁護

高齢者が尊厳ある暮らしを維持するために、日常生活や介護サービスの利用において高齢者の自己決定権を最大限尊重しつつ、成年後見制度\*\*\*の活用などを促進し権利擁護を推進します。

#### 3 高齢者虐待の予防・支援

高齢者虐待に関する相談窓口を設け、地域や関係機関との連携を図り、高齢者虐待の 予防や早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者や養護者<sup>※9</sup>に対し適切な支援を 行います。

#### 4 介護保険制度の周知や研修の充実

高齢者が介護サービスを適切に利用することができるよう、介護保険制度等について 市民への周知を図るとともに、介護サービス事業者に対する研修や支援などの充実を図 ります。

#### 5 利用しやすい施設の整備

公共の施設や設備について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン\*\*10の観点から整備に努めます。

- ※6 高齢社会:高齢化率(65歳以上の高齢者が総人口に占める割合)が14%を超えた社会のこと
- ※7 超高齢社会:高齢化率が21%を超えた社会のこと
- ※8 成年後見制度:判断力が十分でない方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)が福祉サービスを受ける際や遺産 相続などの場合、後見人等が本人に代わって手続きや判断を行う制度のこと。裁判所の審判による「法定後見」と、本人が、 判断能力が十分なうちに契約しておく「任意後見」とがある。
- ※9 養護者:高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの(高齢者虐待防止法第2条2項における定義) 養介護施設従事者とは老人ホームや介護老人福祉施設などの養介護施設の業務に従事する者をいうことから、「養護者」は在宅で高齢者を養護、介護する家族、親族、同居人のことをいう。
- ※10 ユニバーサルデザイン:年齢や障害の有無、言語や利き手の違いなどにかかわらず最初から多くの人が使えるように製品や建物、環境などをデザインすること、またはデザインしたもののこと

### 4 障<mark>がい</mark>者の人権

#### 現状と課題

ノーマライゼーションの考え方に基づく社会づくりを進めるためには、社会のすべての人々が障がいを十分に理解し、配慮していくことが必要です。

小田原市では、介護給付や地域生活支援事業のサービス見込み量や見込み量確保のための方策について定めた3年間の「第1期障害福祉計画18-20」を策定し、その後、平成20年度(2008年度)には「第2期障害福祉計画21-23」を策定しました。

市町村の役割が重要なものとして位置づけられた「地域生活支援事業」については、 手話通訳者を市役所の窓口に設置するほか、地域活動支援センターや地域自立支援協議 会の機能強化を図り、市内4箇所に設置した障<mark>がい</mark>者相談事業所の連携と充実を図るこ とになりました。

社会参加が進む中で、障<mark>がい</mark>者が福祉サービスを自ら選択することなど自己決定権が 重視され、そのための施策が実施されるようになりましたが、依然として障<mark>がい</mark>者の権 利侵害や財産の保全管理などの問題が起こっています。そのような問題に対処するため に、自己選択や自己決定の判断能力が十分でない知的障<mark>がい</mark>者・精神障<mark>がい</mark>者に対して は福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度の利用を促進す る必要があります。

障<mark>がい</mark>者の就労については、その障<mark>がい</mark>から一般企業への就職や就労の継続が困難な場合も多く、適切な訓練の機会やアドバイスの提供が必要であるとともに、企業等に対する障<mark>がい</mark>の特性の理解や障<mark>がい</mark>者が働く上での配慮に関する啓発が必要になっています。

また、障<mark>がい</mark>者が生きがいを持って生きるために、芸術、文化、レクリエーション活動への参加や地域社会の活動への参加など、社会参加の拡大が必要です。

#### 主要施策の方向

#### 1 相談・支援と権利擁護の充実

障<mark>がい</mark>者が相談できる場を充実するとともに、市民に対する障<mark>がい</mark>の特性や心のバリアフリー\*12の啓発を拡充し、成年後見制度の活用などを促進し権利擁護を推進します。

#### 2 暮らしを支える福祉サービスの充実

障<mark>がい</mark>者が安心して生活できるよう、住まいの場を拡充するとともに、地域生活に必要な福祉サービス等を拡充します。

#### 3 社会参加と就労の促進

障<mark>がい</mark>者が生きがいを持って生活できるよう、障<mark>がい</mark>者の就労の場の拡大を図るとと もに、社会参加を拡充します。

#### 4 バリアフリー社会の推進

すべての人々が不自由なく日常生活を送れるように、障がい者の社会参加を妨げる さまざまなバリア(障壁)を取り除くための施策の推進に努めます。

#### ≪障<mark>がい</mark>者を取り巻くバリア(障壁)≫

障<mark>がい</mark>のある人はさまざまな社会のバリア(障壁)のために不利益を被ることが多く、自立や社会参加に支障をきたしている場合があり、これらを取り除く取組が求められています。

#### 物理的バリアフリー

「スロープ」や「エレベーター」、また「点字ブロック」の設置など、障がい者が自由に活動することを妨げているバリアを取り除くことが必要です。

#### 意識上のバリアフリー

障<mark>がい</mark>者に対する無知や無関心による偏見や差別意識、補助犬(盲導犬・介助犬・ 聴導犬)への理解不足などがあります。

#### 情報のバリアフリー

視覚や聴覚に障<mark>がい</mark>のある方は情報障<mark>がい</mark>者ともいわれています。手話や点字、また、インターネットの普及により、正確な情報を入手しやすくはなり、以前に比べ情報面での障壁は低くなってきてはいますが、障壁がなくなったわけではありません。

- ※11 ノーマライゼーション:障がい者や高齢者など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方
- ※12 バリアフリー:障がいのある人が社会生活をしていく上で、生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁(バリア)となるものを除去すること

### 5 同和問題

#### 現状と課題

同和問題(部落問題)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別です。明治時代に入り制度上の差別はなくなりましたが、一部の人々が、長い間、不当に差別され、基本的人権が侵害されてきている問題です。

国では、昭和40年(1965年)の「同和対策審議会答申」※13において、「部落差別が現存する限りは、同和行政は積極的に推進しなければならない」とし、また、同和問題の解決について「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的認識が示され、国と地方公共団体が行うべき同和対策の基本的方針と具体的方策が提言されました。これを受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」、昭和57年(1982年)に「地域改善対策特別措置法」、昭和62年(1987年)には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、その後、平成14年(2002年)3月末をもって失効するまでの33年間、さまざまな施策が全国的に実施されてきました。

小田原市においても、昭和53年(1978年)から特別措置法に基づく事業として下水道・道路等の環境整備事業や、県市協調事業としての給付・貸付事業といった個人施策などの諸施策の実施により、住環境面では、相当程度の改善が図られてきました。また、意識面では、人権教育・啓発活動等の取組により、差別意識の解消に努めてきましたが、世代間の差を伴いながら潜行した形で見られる部分もあります。

一方、国内では、戸籍等の不正取得、インターネットによる差別書き込みなど、同和 問題解決の障害となるような行為が見受けられます。

小田原市は、今後も、関係団体との連携や市民に対する人権教育・啓発に積極的に取り組み、人権意識の向上に努めます。

#### 主要施策の方向

#### 1 人権教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、就職、結婚等に関わる差別や 偏見をなくすため、教育・啓発活動を推進します。

#### 2 相談体制の充実

生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、関係団体が行う相談事業を支援するとともに、市の窓口においても、安心して相談できる体制の充実を図ります。

#### 3 個人情報の保護

就職・結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、 取扱窓口における戸籍や住民票等の不正取得防止の徹底に努めます。

#### 4 関係団体との連携

同和問題の早期解決に向け、生活実態や意識の把握、また、啓発といった取組を、関係団体、NPOなどと連携しながら推進していきます。

#### 5 えせ同和行為<sup>※14</sup>の排除

同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向けた取組に 努めます。

<sup>※13</sup> 同和対策審議会答申: 1960 年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に 関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、1965 年 8 月 11 日に提出したもの

<sup>※14</sup> えせ同和行為:同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけて、高額の書籍を売りつけるなどの行為

### 6 外国籍市民の人権

#### 現状と課題

今日、日本で生活する外国人登録者が急激に増え、<mark>平成21年末には218万人を超え、総人口の1.71%</mark>を占めるようになりました。外国籍市民は日常生活において、さまざまな困難を抱える場合があります。また、言語、宗教、習慣等の違いから、外国籍市民をめぐってさまざまな人権問題が発生しています。

小田原市では、外国籍市民の人口が、平成22年10月1日現在で1,926人、人口に占める割合は0.97%となっており、現在も増加傾向にあることから、日常生活に関わる支援を中心に、関係諸機関と協働しながら外国籍市民の支援等に取り組んでいます。

現在、医療通訳派遣システムの活用により、協定医療機関の依頼を受けて通訳を派遣するなど、日本語の話せない方に対する医療機関受診の支援を行うとともに、外国籍市民の妊娠・出産等に対する不安を解消するため、多言語による母子健康手帳の交付や、妊娠中から保健師や助産師による訪問や電話での支援を行っています。

しかしながら、外国籍市民は、医療、福祉、防災、教育、住居の確保などの面で、さまざまな課題を抱えており、地域で安心して暮らせるための支援が求められています。

また、文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国籍市民に対する偏見や差別をなくすため、「地球市民フェスタ」など外国の文化に気軽に触れることのできる、市民主体の国際交流事業を支援・推進するとともに、姉妹都市(アメリカ・チュラビスタ市)や友好都市(オーストラリア・マンリー市)と青少年の相互交流を行っています。

一方、近年の国際化の進展に伴い、国際交流等を通じ、相互理解の推進が図られるなど、互いの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けた取組が推進されてきています。異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくしていくため、多文化について、さらに理解を深めるための教育・啓発等に向けた取組が重要となってきています。

#### 主要施策の方向

#### 1 外国籍市民の相談・支援の充実

外国籍市民がより安心して生活できるよう、外国籍市民や市民団体などへの情報提供や交流の場としての「おだわら国際交流ラウンジ」等における相談・支援体制や、外国籍市民に対する医療・保健等の一層の充実に努めます。

また、NPO等と連携し、賃貸住宅等に関する情報提供などにも努めます。

#### 2 就学支援

外国籍の児童生徒に対して、授業を理解するための日本語の習得や学校生活への適応 を図るため、日本語指導員を派遣するなど、支援体制の充実に努めます。

#### 3 災害への対応

災害発生時に避難、救援などの情報が届きにくい外国籍市民を支援するため、正確な情報が伝達できるような方策を検討するとともに、スムーズに避難できるような訓練の実施や啓発に努めます。また、外国語に精通した市民や団体等に対して「災害ボランティア登録制度」の周知に努めます。

#### 4 外国籍市民への理解を促す教育・啓発の推進

外国籍市民に対する差別・偏見をなくし、多文化について理解を深めるために学校教育、社会教育などのあらゆる機会を通し、教育・啓発を進めます。

### 7 ホームレスの人権

#### 現状と課題

近年の経済、雇用環境の悪化、所得格差の拡大、多重債務を抱えるなどの理由から、 海岸、公園、河川敷等でホームレス(野宿生活者)が全国的に増加しており、最近では、 従来からの中高年層に加え若年層も目立つようになっています。

平成 14 年 (2002 年) には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、自立支援に向けた取組が行われていますが、高齢化や、長引く不況の影響による就労機会の減少などが自立を困難にしており、また、地域社会とのあつれきが生じるなど、ホームレスに対する差別や偏見による人権侵害が発生するなどしています。

小田原市では、実態調査や支援団体等との連携を図りながら、当事者に対する自立支援・生活支援等に向けた取組を行っていますが、ホームレスへの差別や偏見をなくすための教育や啓発を行うことが重要です。

#### 主要施策の方向

#### 1 実態の把握

関係機関や支援団体と協力し、当事者への実態調査等を行うとともに、巡回による相談等を行います。

#### 2 自立支援・生活支援

自立支援、生活支援のための施設の確保等を、関係機関や支援団体と連携していきます。

#### 3 医療面での支援

医療機関と連携し、当事者の健康維持に向け、円滑な診療面での支援に努めます。

#### 4 支援団体等との連携

差別・偏見をなくすために、支援団体と連携し施策を推進します。

#### 5 教育・啓発活動の推進

ホームレスに対する差別・偏見をなくすために、学校教育や社会教育の場で教育・啓発活動を行い、人権意識の定着に努めます。

### 8 患者等の人権

#### 現状と課題

誰もが安心して良質な医療を受け、心身ともに健康な生活をしていくことは最も基本的な権利です。

また、HIV感染症(エイズ)\*\*15、ハンセン病\*\*16、肝炎、結核などの感染症に対する正しい知識や理解が十分でない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者などが、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。さらに、近年新たに出現した高病原性鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ)や新型インフルエンザの問題なども大きな社会不安にもなっています。

小田原市では、新型インフルエンザ等の感染症の発生時には、広報紙やホームページ、 パンフレット、チラシなどを用い、迅速な情報提供に努めてきました。今後も引き続き 関係機関と連携を図りながら、啓発を推進していきます。

さらに、小田原市立病院では、患者の権利を尊重した患者中心の医療を進めることを理念に掲げ、①人格が尊重され公平な医療を受ける権利、②説明と情報提供を受ける権利、③治療を選択し又は拒否する権利、④個人情報が守られる権利など、4項目からなる「患者様の権利」を制定し、患者と医療従事者相互のより良い信頼関係の構築に努めています。

### 主要施策の方向

#### 1 患者本位の医療サービスの提供と相談体制の充実

良質かつ適切な医療を提供するために、患者の自己選択に基づき医師との信頼関係のもとに医療がなされるよう努めるとともに、患者の権利擁護の視点から相談体制の充実を図ります。また、感染症についての情報提供、保健師・栄養士による相談体制の充実、保健指導の充実に努めます。

#### 2 正しい知識の普及

患者に対する人権侵害は幼い頃からの誤解や偏見から生まれるので、疾病・感染症についての正しい知識の普及を図ります。

#### 3 医療連携の促進

医療資源の有効活用の観点から、まず、身近な地域のかかりつけ医を受診し、病状に応じて病院に結びつける地域における医療連携を促進し、医療機関ごとの機能分担・役割分担を進め、地域医療サービスの充実を図ります。

#### 4 市民の健康増進

市民の健康を増進するため、健診事業の推進、生活習慣改善の啓発を引き続き実施します。

- ※15 HIV感染症(エイズ): HIV感染症とは、免疫機能障害を起こす疾患で、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼ぶ。HIVの感染力は非常に弱く、正しい知識に基づく通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はない。
- ※16 ハンセン病:病原性の弱い「らい菌」によって起こる慢性の細菌性感染症のことであり、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、早期治療により後遺症も残らない。

### 9 犯罪被害者等の人権

#### 現状と課題

予期せぬ突然の犯罪によって、被害者本人やその家族の多くは、身体的な傷害など直接的な被害にとどまらず、医療費負担や働き手を失うことによる経済的な被害、さらには、周囲の人々の無理解や心ない言動による精神的な被害など多くの問題に苦しめられています。これらの状況を踏まえ、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

神奈川県では、平成21年4月に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、これに基づき 「かながわ犯罪被害者サポートステーション」 \*\*17 を設置し、犯罪被害者等に対する総 合的な支援を実施しています。

一方、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は厳しい状況にあります。このような中、犯罪者や非行少年が社会の一員として更正するには、就労の機会を得て経済的に自立することが重要であることから、事業者団体等が中心となって構成されたNPO等において刑務所出所者や非行少年の雇用の支援に向けた取組が行われるなどしています。

小田原市においても、犯罪被害者等の視点に立った相談・支援体制の充実、犯罪被害者の人権についての啓発を推進することが求められています。

刑を終えて出所した人などが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むには、本人の強い更正意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

### 主要施策の方向

#### 1 相談・支援の充実

犯罪被害者等の悩みや問題を十分に把握し、これらの問題解決に向け、適切な他機関 や団体を紹介するなど必要な支援を行っていきます。

#### 2 啓発活動の推進

刑を終えて出所した人などへの市民の理解を求めるため、「社会を明るくする運動」 をはじめとした啓発活動の推進に努めます。

※17 かながわ犯罪被害者サポートステーション:犯罪にあわれた方やその家族の方々が、いずれの機関・団体にアクセス(相談)しても、必要な支援を途切れなく受けることができるように、県・警察・民間支援団体が常駐し、犯罪被害者の方々が必要とする支援を、各々の専門やノウハウを生かしながら、総合的にきめ細かく提供するために設置された場

### 10 インターネット等による人権侵害

#### 現状と課題

国内のインターネットの利用人口は年々増加し、平成21年末には、約9,408万人(総 務省調査)となっており、こうしたインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉の侵害、差別を助長する表現や有害な情報の掲載など、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

また、小・中学生などの青少年の利用も年々増加し、学校でも学習の場で、情報を収集したり発信したりするために使われる機会も多くなってきています。誰でも気軽に情報を収集・発信できるという利点がある反面、出会い系サイトなどを通して、犯罪に巻き込まれたり、掲示板やいわゆる「学校裏サイト」への誹謗中傷の書き込みなど、子どもが加害者や被害者になったりする事件も発生しています。

小田原市では、このような状況を踏まえ、情報化社会における教育活動や啓発活動に 取り組んでいます。

#### 主要施策の方向

#### 1 情報化社会における啓発活動の推進

一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい 理解を深めるための啓発に努めます。

#### 2 情報化社会における教育活動の推進

学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題、情報化の進展が社会にもたらす影響、情報の収集・発信においての個人の責任や情報モラル等について、児童・生徒の正しい理解が深まるような教育の充実を図ります。

### 11 さまざまな人権課題

#### 現状と課題

近年、情報化の進展や価値観の多様化など、社会情勢の変化に伴って新たな課題が生じています。また、人権意識の高まりや当事者の取組などに伴い表面化してきた課題もあります。これらの課題においても偏見や差別が生じており、具体的な対応策が求められています。また今後、新たな課題が浮上することも考えられます。

さらに、憲法の定める個別の権利保障規定に明示されてはいないものの、憲法上の人権として保障されるようになったものとして、「プライバシー権」、「知る権利」などがあります。

また、このほかにも「環境権」、「平和的生存権」などが、「新しい人権」として保障されるべきものとして議論されています。

#### 人権課題

#### ■性的マイノリティ

#### ・性同一性障<mark>がい</mark>

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、周囲の無理解などにより社会生活に支障をきたしている人々がいます。平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、性同一性障がい者を受け入れる環境はいまだ整っているとは言えず、いまだ偏見や差別があります。

#### ・性的指向

性的指向とは、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことで、具体的には、性愛の対象が異性、同性または両性のいずれに向かうかにより、異性愛、同性愛、同性愛を指します。同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

#### ■婚外子

婚外子は、婚姻外の関係で生まれてきたということを理由に、中傷されたり、就学、 就職や結婚など社会生活で不利益な取り扱いを受けるなど、人としての尊厳が侵害され ていることがあります。子どもには、何の責任もなく、自らの意志や努力によって変え ることができない状況にあります。

#### ■先住民族(アイヌの人々)

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降の同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

平成 19 年 (2007 年) に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択されたことを受け、日本では、平成 20 年 (2008 年) に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されるなどしていますが、アイヌの人々への理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。

#### ■就労者の人権

近年、就労構造の激変や労働環境がめまぐるしく変化するなか、若年層、高齢者、障がい者等への就労支援が課題となっているほか、雇用や就労環境の変化により、労働相談も多様化・複雑化しています。

また、職場においては、職権などの権力差(パワー)を背景にし、本来の業務の範疇を超えて、人格と尊厳を傷つけるといったパワー・ハラスメント\*\*18や、セクシュアル・ハラスメントも問題となっています。

#### ■複合差別

複数の要因が複雑に絡み合って起こる差別もあります。

#### 主要施策の方向

#### 1 現行制度の活用と市独自策の検討

既に法律等が制定されている分野もありますが、現行制度での対応が不十分な場合については、市独自の支援策についても検討を進めていきます。

#### 2 関係諸機関との連携

さまざまな人権課題に係る相談に対応できるよう、関係諸機関との連携を深め、適切な対応がとれる体制づくりに努めます。

#### 3 人権感覚の向上に向けた人権教育・人権啓発の推進

市民、職員が人権感覚を磨き、さまざまな視点から差別事象をとらえることができる 人権教育・人権啓発を進めます。

※18 パワー・ハラスメント:職務権限を背景にした職場等でのいやがらせのこと 上司が部下に対して行う場合や、能力の高い者がそうでない者に対して行う場合がある。

### V 小田原市の人権施策推進における課題

この指針は、小田原市が各種施策を推進するにあたり、人権尊重という視点から何を 大切にし、どのように施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、小田 原市の人権施策の基本理念と今後取り組むべき方向を表したものです。

人権施策の推進にあたっては、職員一人ひとりがこの指針に基づいて行動するとともに、関係部局等が連携し適正かつ積極的に取り組んでいく必要がありますが、社会情勢の変化に対応するため、今後、推進していく人権施策については、常に見直しを行い、改善をしていく必要があります。

そのため、今後、人権施策を推進し具体化していくため、次の課題について検討を行います。

### 1 庁内推進体制の整備

#### (1)組織体制の見直し

社会情勢の変化に伴い新たに発生する人権問題や複合化する人権問題へ適切に対応するため、さらなる部局間の連携を図るとともに、人権担当部署の設置など、人権施策を総合的・体系的に推進するための効果的な組織体制のあり方を検討します。

#### (2) 職員への人権研修

職員への人権研修を充実させるため、階層別、職域別、テーマ別における、体系的かつ効果的な研修のあり方を検討します。

また、研修にあたっては、日常業務に関連した人権課題等をテーマにするなど、問題の解決につながるような実践的研修のあり方についても検討します。

### (3) 人権情報の収集と活用

多様化・複雑化する人権問題に適切に対応するため、国内外の人権情報を広く収集するとともに、日常業務から得た相談・支援に関する情報等を、さらなる人権施策の改善につなげるような仕組みづくりを検討します。

### 2 第三者評価機関の設置

市の施策等について、人権尊重の視点から評価し、必要な提言などを行う第三者機関の設置について検討します。

### 3 人権施策推進指針の見直し

指針の内容については、人権を取り巻く国内外の動向や、社会情勢の変化等に適切に 対応するため、必要に応じて見直しを行います。

# 資料編

1	小田原市人権施策推進指針策定経過27
2	小田原市人権推進指針策定委員会設置要綱28
3	小田原市人権推進指針策定委員会委員名簿29
4	日本国憲法が規定する人権30
5	日本国憲法(抜粋)31
6	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律32
7	人権教育・啓発に関する基本計画 (抜粋)33
8	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画36
9	世界人権宣言42
10	小田原市民憲章45
11	小田原市平和都市宣言······45
12	小田原市教育都市宣言46
13	おだわらっ子の約束46

### 小田原市人権施策推進指針策定経過

回数	期日			主な協議事項等
第1回	平成 21 年	10月	9日	・人権推進指針の概要について ・検討の進め方について ・小田原市の人権に関わる事業の取組状況について
第2回	平成 21 年	11月	20 日	・分野別人権施策について (障 <mark>がい</mark> 者・高齢者・患者等)
第3回	平成 22 年	1月	25 日	・分野別人権施策について (女性・子ども・同和問題)
第4回	平成 22 年	3月	29 日	・分野別人権施策について (外国籍市民・ホームレス・犯罪被害者等・ インターネット等による人権侵害・その他の人権課題) ・骨子案について
第5回	平成 22 年	5月	24 日	・小田原市人権施策推進指針(素案)について
第6回	平成 22 年	8月	23 日	・パブリックコメントを受けての再検討について
第7回	平成 22 年	11月	8日	・小田原市人権施策推進指針について

#### 小田原市人権推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

2

- 第1条 市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて、本市の人権施策を推進するための取り組むべき人権問題の課題、施策の推進方策等について広く意見を求め、人権施策を推進するための指針を策定するため、小田原市人権推進指針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。(所掌事務)
- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 人権施策を推進する上での基本理念に関すること。
- (2) 人権施策推進の基本方向に関すること。
- (3) 人権施策の推進体系に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策に関すること。 (委員)
- 第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が決定する。
- (1) 学識経験者
- (2) 人権関係団体の職員
- (3) 行政職員
- (4) 公募により選出された市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、<br/>
  平成22年12月31日まで<br/>
  とする。
- 3 委員は、委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も同様とする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは職を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係がある者に出席を求め、その意見及び説明を 聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉政策課において処理する。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月29日)

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

### 小田原市人権推進指針策定委員会委員名簿

氏 名 (敬称略)	選出区分	団体名等	備  考
古田仁美	学識経験者	関東学院大学 法学部 教授	委員長
く どう きだ つぐ 工 藤 定 次	団体推薦	社団法人 神奈川人権センター	副委員長
ゕき やま ぇ ヵ こ 秋 山 恵美子	公募市民	一般市民	
水 澤 治 枝	団体推薦	小田原市民生委員児童委員協議会	
* はい がみ こ 木 原 純 子	行政職員	神奈川県 小田原児童相談所	
在藤誠一	行政職員	横浜地方法務局 小田原支局	任期:平成22年4月1日~
三宮政俊	学識経験者	横浜弁護士会	
古村宗男	団体推薦	小田原地区保護司会	
すぎ もと かず と杉本 和人	行政職員	横浜地方法務局 小田原支局	任期:平成21年10月9日 ~平成22年3月31日
がきゅりこ鈴 木 由利子	団体推薦	小田原国際交流団体連絡会	
はなけれた。それは、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	団体推薦	小田原箱根商工会議所	
でろ い みぇこ <b>廣</b> 井 三枝子	団体推薦	小田原市人権擁護委員会	
sit a th vis 二 見 健 一	団体推薦	NPO法人 小田原市障害者福祉協議会	_

※正副委員長以外は50音順

### 日本国憲法が規定する人権

4

総	論 的 規 定	基本的人権の享有(第11条)、 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止(第12条)、 個人の尊重(第13条)、 基本的人権の本質(第97条)
Ψ	等 権	法の下の平等(第14条)、 個人の尊厳と両性の平等(第24条)
	生命・身体の自由	奴隷的拘束及び苦役からの自由(第 18 条) 法定手続の保障(第 31 条) 逮捕の要件など(第 33・34 条) 拷問及び残虐刑の禁止(第 36 条)
由推	精神の自由	思想及び良心の自由(第19条) 信教の自由(第20条) 集会・結社・表現の自由、通信の秘密(第21条) 学問の自由(第23条)
	経済活動の自由	居住・移転及び職業選択の自由(第22条)財産権の保障(第29条)
社	会 権	生存権(第25条) 教育を受ける権利(第26条) 勤労の権利(第27条) 勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権の保障(第28条)
参	政 権	公務員の選定・罷免権、普通選挙の保障など (第 15・44・79・93・95・96 条)
請	求 権	請願権・裁判を受ける権利など(第 16・17・32・37・40 条)

※この他にも憲法の人権規定の分類にはさまざまな考え方がある。

#### 日本国憲法(抜粋) (昭和22年5月3日公布)

#### 第11条 [基本的人権の享有]

5

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵 すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

#### 第12条 [自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

また、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

#### 第13条 [個人の尊重と公共の福祉]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公共の福祉に反しないかぎり、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 第14条 [法の下の平等、貴族の禁止、栄典]

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、 経済的又は社会的関係において、差別されない。

第19条[思想及び良心の自由] 第20条[信教の自由]

第21条[集会・結社・表現の自由、通信の秘密]

第22条[居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由]

第23条[学問の自由] 等

#### 第24条[家族生活における個人の尊厳と両性の平等]

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

#### 第25条[生存権、国の社会的使命]

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第26条[教育を受ける権利、教育の義務]

第27条[勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止]

第28条[勤労者の団結権] 第29条[財産権] 第30条[納税の義務]

第31条[法定手続の保障] 第32条[裁判を受ける権利] 等

#### 第97条 [基本的人権の尊重]

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

#### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)

#### (目的)

6

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権 尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、 人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普 及させ、及びそれに対する国民の理解を深める ことを目的とする広報その他の啓発活動(人権 教育を除く。)をいう。

#### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び 人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の 様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応 じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これ を体得することができるよう、多様な機会の提 供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重 及び実施機関の中立性の確保を旨として行わな ければならない。

#### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓 発の基本理念(以下「基本理念」という。)にの っとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を 策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま え、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定 し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努める とともに、人権が尊重される社会の実現に寄与 するよう努めなければならない。

#### (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権 教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定 しなければならない。

#### (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

#### (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

衆議院・法務委員会、2000年11月15日議決 人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に 対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき 格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育および人権啓発に関する基本計画の 策定にあたっては、行政の中立性に配慮し、地 方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面 の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本に おける人権政策確立の取組みは、政治の根底・ 基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体で の課題として明確にするべきであること。

参議院・法務委員会、2000年11月28日議決 人権教育および人権啓発の推進に関する法律案に 対する附帯決議

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、 本法の施行に当たっては、次の諸点について格段 の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の 基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責 務について周知徹底を図り、特に公務員による 人権侵害のないよう適切な措置を講じること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策 定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわ る民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえ ること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、 「人権教育のための国連十年」に関する国内行 動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその 取組みに努めること。 右決議する。

#### 第1章 はじめに

…(略)… 我が国では、すべての国民 に基本的人権の享有を保障する日本国憲法 の下で、人権に関する諸制度の整備や人権 に関する諸条約への加入など、これまで人 権に関する各般の施策が講じられてきたが、 今日においても、生命・身体の安全にかか わる事象や、社会的身分、門地、人種、民 族、信条、性別、障害等による不当な差別 その他の人権侵害がなお存在している。ま た、我が国社会の国際化、情報化、高齢化 等の進展に伴って、人権に関する新たな課 題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に 共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の 涵養を図ることが不可欠であり、そのため に行われる人権教育・啓発の重要性につい ては、これをどんなに強調してもし過ぎる ことはない。政府は、本基本計画に基づき、 人権が共存する人権尊重社会の早期実現に 向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的 に推進していくこととする。…(略)…

### 第2章 人権教育・啓発の現状

#### 1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を 基本原理の一つとする日本国憲法の下で、 国政の全般にわたり、人権に関する諸制度 の整備や諸施策の推進が図られてきている。 …(略)…他方、国内外から、これらの諸 制度や諸施策に対する人権の視点からの批 判的な意見や、公権力と国民との関係及び 国民相互の関係において様々な人権問題が 存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、…(略)…。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、…(略)…その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている 背景としては、人々の中に見られる同質 性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているるとの急激な変化なども、その要因になっては、ると考えられる。また、より根本的にはやこれを実践する態度が未だ国民の中に中にかないこのを消していないことが挙げられ、この権利を主張して他人の権利にといるに、「自分の権利を主張して他人の権利にといるがありでなく、「自らの有する権利を主張できない」、「物事を合理的に判断しておらず、を習慣が身に付いておる。といった問題点も指摘されている。

#### 2 人権教育の現状

#### (3)人権教育の現状

#### ア 学校教育

…(略)…学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

#### イ 社会教育

… (略) …このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

#### 3 人権啓発の現状

#### (1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、…(略)…広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権と侵害された場合に、これとか」、「人権を侵害された場合に、これ

を排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。…(略)…

#### (3)人権啓発の現状

#### ア 国の人権擁護機関の啓発活動

…(略)…法務省の人権擁護機関は 人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・ 共感を呼び起こすものになっていない、 啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

#### イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。…(略)…

#### ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、…(略)…、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に 濃淡はあるものの、個々の企業の実情 や方針等に応じて、自主的な人権啓発 活動が行われている。例えば、従業員 に対して行う人権に関する各種研修の ほか、より積極的なものとしては、人 権啓発を推進するための組織の設置や 人権に関する指針の制定、あるいは従 業員に対する人権標語の募集などが行 われている例もある。

# 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

#### 1 人権尊重の理念

…(略)…すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人

権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、…(略) …「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴 う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」と して理解すべきである。

#### 2 人権教育・啓発の基本的在り方

#### (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

…(略)…特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。…(略)…

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。…(略)…

# (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の 心の在り方に密接にかかわる問題でもあ ることから、その自主性を尊重し、押し 付けにならないように十分留意する必要 がある。…(略)…国民の間に人権問題 や人権教育・啓発の在り方について多種 多様な意見があることを踏まえ、異なる 意見に対する寛容の精神に立って、自由 な意見交換ができる環境づくりに努める ことが求められる。 また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるも理的と共感を得られるも理が必要である。「人権」を理由に掲げてり、異論を封じたりする「人権」を正義」とでも言うべきの風潮、人権上問題を口実とした不当な利益等の要はたり、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行きなどは、いずれも好ましいものとは言えない。…(略)

#### 第4章 人権教育・啓発の推進方策

- 1 人権一般の普遍的な視点からの取組
- 2 各人権課題に対する取組
- 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。…(略)…

#### 4 総合的かつ効果的な推進体制等

- (3) 担当者の育成
- (7) マスメディアの活用等
- (8) インターネット等 I T関連技術の活用

# 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 (平成9年7月4日 人権教育のための国連10年推進本部)

#### 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年(1995年)12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年(1996年)3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年(1996年)12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(中間まとめ)を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内 行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通 じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際 的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に 豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するもの である。

(注)「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成 を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研 修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年 行動計画」において定義されている。

#### 1. 基本的考え方

(1)冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年(1993年)には、世界人権宣言採択 45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検 証し、現在直面している問題、今後進むべき方 向を協議することを目的としてウィーンにお いて世界人権会議が開催された。この会議は全 ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的 関心事であることを確認し、人権教育の重要性 を強調した点で重要な出来事であった。以後、 国連としての人権に対する取組も強化され、平 成6年(1994年)には人権問題を総合的に調整 する役割を担う国連人権高等弁務官が創設さ れたほか、第49回国連総会(平成6年(1994) 年12月)では「人権教育のための国連10年」を 決定する決議が採択された。また、平成7年 (1995年) 9月に北京で開催された第4回世界 女性会議においては、女性の権利は人権である

ことが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権 とは何かということを各人が理解し、人権尊重 の意識を高めることが重要であり、人権教育は、 国際社会が協力して進めるべき基本的課題で ある。

(2)人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえの人々のいちのであるかを学んだ。しかし、世界の人々の嬢れてもかかわらず、冷戦構造の崩壊をも、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概にときが、人種、民族間の対立や偏見、そにを追りの存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに平和は存在し得ない』、『人権のなないところに平和は存在し得ない』という大きであるということが世界の共通認識になりつつあるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権 規約をはじめとする人権に関する多くの条約 に加入している。懸案となっていた『あらゆる 形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』(人 種差別撤廃条約)にも加入した。世界の平和を 願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、 全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解 消を目指す国際社会の重要な一員として、その 役割を積極的に果たしていくことは、『人権の 世紀』である21世紀に向けた我が国の枢要な責 務というべきである。」

(3)翻って我が国社会を見ると、依然として、様々 な人権問題が存在してる。また、近年、著しく 国際化、ボーダーレス化が進展している状況下 において、広く国民の間に多元的文化、多様性 を容認する「共生の心」を醸成することが何よ りも要請される。このため、各種の啓発と相ま って、人権に関する教育の一層の充実を図る必 要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利 意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あ まり問題視されなかった分野においても各人 の人権が強く認識されるようになってきたこ とから、新たな視点に立った人権教育・啓発の 必要性も生じてきている。このような我が国の 現状に鑑みると、「人権教育のための国連10 年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を 認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって

「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4)この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

- (5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。
- (6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の 意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度 の涵養が重要である。このためには、政府の果 たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等 に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

# 2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育に

おいては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。

- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。
- (2) 社会教育における人権教育の推進 社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申(平成4年(1992年)7月)等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。特に、以下の諸施策を積極的に推進する。
  - ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点 とした学級・講座の開設、ボランティア活動 の推進を図るとともに、大学の公開講座の実 施等により、人権に関する学習機会を充実さ せる。
  - ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
  - ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実 するとともに、障害者等の学習機会を充実さ せる。
  - ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。
- (3)企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の 普及・高揚のための人権教育・啓発を推進して いるところであるが、人権尊重の意識のさらな る高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- ① 人権が侵害された場合における被害者の 救済に関する施策について調査研究する。
- ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
- ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係 文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの 活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に 当たる平成10年(1998年)には、記念式典を 始めとする各種記念事業を実施する。
- ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援

するための活動に対して、関係省庁はこれを 積極的に支援する。

- ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。
- (4)特定の職業に従事する者に対する人権教育の 推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する 者に対する研修等における人権教育の充実に 努める。

#### ① 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、 検察官及び検察事務官に対する各種研修に おける人権教育を充実させる。

- ② 矯正施設・更生保護関係職員等
  - ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の 尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各 種研修における人権教育を充実させ、施設 の監督職員に対する指導を行う。
  - イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等 矯正施設に在所中の者及び引受人等関係 者の人権の尊重を図る観点から、保護司研 修及び更生保護関係職員に対する各種研 修における人権教育を充実・徹底する。
- ③ 入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外 国人及び入国者収容所等の収容施設におけ る被収容者の人権の尊重を図る観点から、入 国審査官、入国警備官等に対する各種研修に おける人権教育を充実させる。

④ 教員·社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑤ 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

- ⑥ 福祉関係職員
  - ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。
  - イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する 子ども、高齢者、障害者等の人権に関する 研修を充実させる。
  - ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。
  - エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成 所における子どもの人権についての教育 を充実させる。

#### ⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

#### ⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨ 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人 権教育を実施する。

#### ⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等 における各教育課程での人権教育を推進す る。

(12) 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識 し、それぞれの行政において適切な対応が行 えるよう各研修における人権教育を充実さ せる。

③ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな 影響力を有していることに鑑み、マスメディ アに従事する関係者において人権教育のた めの自主的取組が行われることを促す。

#### 3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、 高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国 人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の 重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人 の尊重という普遍的な視点からのアプローチに も留意する。

#### (1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年(1979年) 12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年(1993年)6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女児」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年(1996年)7月、男女 共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン-21世紀の新たな価値の創造-」が答申され、同

- 年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画-」が策定された。これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。
- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同 参画社会の形成に向けて政府一体となった 取組の一層の推進を図る。
- ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大 するため、政府が率先垂範して取組を進める とともに、企業、各種団体等に対し協力要請 を行い、社会的気運の醸成を図る。
- ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の 確保等のため、啓発等を行うとともに、働く ことを中心に女性の社会参加を積極的に支 援するための事業やその拠点施設の整備を 実施する。
- ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
- ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
- ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
- ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
- ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
- ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人 開発基金 (UNIFEM) 内に設置された「女性に 対する暴力撤廃のための信託基金」に対して 協力する。
- ① 女性に対する人権侵害の発生を防止する ため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るた めの啓発活動を充実・強化するとともに、人 権相談体制を充実させる。
- (2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本 国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉 法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に 関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府 のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、 家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を 図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保 護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に 十分配慮し、一人一人を大切にした教育指導 や学校運営が行われるよう、児童の権利に関 する条約の趣旨・内容を周知する。また、社 会教育においても、同条約の内容・理念が広 く理解され、定着されるよう、公民館等にお ける各種学級・講座等を開設し、学習機会を 充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にした個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった 児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の 共通の課題となっており、我が国としても、 児童の商業的性的搾取の防止等について、積 極的に取り組む。
- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権 専門委員」制度を充実・強化するとともに、 電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切にする心を育てる」ため、この指針を参考として 児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

#### (3) 高齢者

- 高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。
- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を 踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動におい て福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者と他の世代との相互理解や連帯感 を深めるため、世代間交流の機会を充実させ る。

- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村に おいて、高齢者が精神的、身体的、経済的、 社会的な面において生涯現役を目指し、安心 して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

#### (4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。
- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を 促進するため、小・中学校等や地域における 交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学 校の教員等のための指導資料の作成・配布、 並びに学校教育関係者及び保護者等に対す る啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

#### (5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに 当たっては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年(1996年)5月17日)を尊重し、これま での同和教育や啓発活動の中で積み上げられ てきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人 権を尊重していくための人権教育、人権啓発と して発展的に再構築し、その中で同和問題を人 権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この 問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際

- 的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を 積極的に推進する。
- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年(1996年)7月26日閣議決定)」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。
  - ア 人権問題啓発推進事業
  - イ 小規模事業者等啓発事業
  - ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
  - 工 教育総合推進地域事業
  - 才 人権教育研究指定校事業
  - カー人権教育総合推進事業
  - キ 人権思想の普及高揚事業
- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見 具申(平成8年(1996年)5月17日)に基づ き、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、 福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点と なる開かれたコミュニティーセンターとし て、総合的な活動を推進する。
- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の 自立向上という目標を重視するとともに、え せ同和行為の排除を徹底する。また、同和問 題についての自由な意見交換のできる環境 づくりを推進する。さらに、教育の中立性を 確保する。

#### (6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国 民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、 文化、伝統及び現状についての理解と認識を深 め、その人権を尊重していくことが重要であり、 その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年(1996年)4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やア イヌ文化に関する教育研究について、取組に 配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を 防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚 を図るための啓発活動を充実・強化するとと もに、人権相談体制を充実させる。

#### (7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的 交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人 権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓 発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象 の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

#### (8) HIV感染者等

- ① H I V 感染者
- ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。
- イ 学校教育においては、発達段階に応じて正 しい知識を身に付けさせることにより、エイ ズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別 をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作 成及び教職員の研修を充実させる。
- ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。
- エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者 に対する誤解等から生じる差別の除去等の ためのエイズに関する正しい知識を普及す る。
- ② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を 除去し、これらの者の社会復帰に資するための 啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

#### 4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- ① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。
- ② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等

- の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して 実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与 する。
- ③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育 関連の協力を引き続き推進する。
- ④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年 (1998年)には同宣言をテーマとすることを検討する。
- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁 務官に報告する。

#### 5. 計画の推進

- (1) この計画を実施するため、政府においては、 人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。
- (2)本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施 策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊 重の理念に関する国民相互の理解を深めるた めの教育及び啓発に関する施策の総合的な推 進に関する基本的事項等を調査・審議する人権 擁護推進審議会における検討結果を反映させ
- (3)様々な差別意識の解消を図り、すべての人の 人権尊重の意識を高めていくためには、地方公 共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす 役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体 等が、それぞれの分野において、本行動計画の 趣旨に沿った自主的な取組を展開することを 期待するとともに、本行動計画の実施に当たっ ては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

#### [前文]

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等 で譲ることのできない権利とを承認することは、 世界における自由、正義及び平和の基礎であるの で、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みに じった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由 が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、 一般の人々の最高の願望として宣言されたので、 人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反 逆に訴えることがないようにするためには、法の 支配によって人権保護することが肝要であるので、 諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要 であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章 において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並び に男女の同権についての信念を再確認し、かつ、 一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の 向上とを促進することを決意したので、加盟国は、 国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍 的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約し たので、これらの権利及び自由に対する共通の理 解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要 であるので、よって、ここに、国際連合総会は、 社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を 常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間に も、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間 にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教 育によって促進すること並びにそれらの普遍的か つ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸 進的措置によって確保することに努力するように、 すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の 基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第1条[自由平等]

すべての人間は、生れながらにして自由であり、 かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、 理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精 神をもって行動しなければならない。

#### 第2条 [権利と自由の享有に関する無差別待遇]

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国で

あると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

#### 第3条 [生命、自由、身体の安全]

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第4条 [奴隷の禁止]

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条 [非人道的な待遇又は刑罰の禁止]

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条 [法の下における人としての承認]

すべて人は、いかなる場所においても、法の下 において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条 [法の下の平等]

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条 [基本的権利の侵害に対する救済]

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた 基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する 国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有 する。

#### 第9条 [逮捕、抑留又は追放の制限]

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条 「裁判所の公正な審理]

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に 対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の 公平な裁判所による公正な公開の審理を受けるこ とについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条 [無罪の推定、溯及処置の禁止]

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁 護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁 判において法律に従って有罪の立証があるまで は、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により 犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために 有罪とされることはない。また、犯罪が行われ た時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられ ない。

#### 第12条 [私生活、名誉、信用の保護]

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条 [移動と居住の自由]

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移 転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち 去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条[迫害からの庇護]

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連 合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴 追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条 [国籍の権利]

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又 はその国籍を変更する権利を否認されることは ない。

#### 第16条 [婚姻及び家族の権利]

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位で あって、社会及び国の保護を受ける権利を有す る。

#### 第17条 [財産権]

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われる

ことはない。

#### 第18条 [思想、良心及び宗教の自由]

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条 [意見及び表現の自由]

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利 を有する。この権利は、干渉を受けることなく自 己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、 また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報 及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条 [集会及び結社の自由]

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条[参政権]

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条 [社会保障の権利]

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条 [労働の権利]

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、 公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に 対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることな く、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権 利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、

他の社会的保護手段によって補充を受けること ができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条 [休息及び余暇の権利]

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期 的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有 する。

#### 第25条 [生活水準についての権利]

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的 施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に 十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾 病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可 抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権 利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条 [教育の権利]

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先 的権利を有する。

#### 第27条[文化的権利]

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、 芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とに あずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又 は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益 を保護される権利を有する。

#### 第28条[社会的及び国際的秩序への権利]

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が 完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する 権利を有する。

## 第29条 [社会に対する義務]

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展 がその中にあってのみ可能である社会に対して 義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使する に当っては、他人の権利及び自由の正当な承認 及び尊重を保障すること並びに民主的社会にお ける道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要 求を満たすことをもっぱら目的として法律によ って定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、 国際連合の目的及び原則に反して行使してはな らない。

#### 第30条[権利と自由を破壊する活動の不承認]

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 10 小田原市民憲章

#### (昭和51年7月20日告示第51号)

#### 小田原市民憲章

さがみなだ

わたくしたちは、黒潮おどる相模灘にのぞみ、梅の香におう天守閣をあおぐ「小田原」 の市民です。

せいしょう

わたくしたちは、先人の残した文化を誇りにし、西 湘 の近代都市としての限りない発展に願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 健康で明るい生活を大事にし、豊かな心をそだてましょう。
- 1 元気で働くことを喜び、しあわせな家庭をきずきましょう。
- 1 隣人と仲良くし、だれにもやさしく親切にしましょう。
- 1 きまりを守り、力をあわせ、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 緑と水を大切にし、平和な明日の繁栄につとめましょう。

# 11 小田原市平和都市宣言

(平成5年10月1日告示第54号)

## 小田原<mark>市</mark>平和都市宣言

歴史的文化遺産を守り続けている城下町小田原市は、美しい地球と輝かしい人類の未来を守り、世界平和を実現するため、次のように宣言する。

### 小田原市平和都市宣言

わが国は、世界で唯一の核被爆国であり、国民は、日本国憲法にもとづく恒久平和の実現をめざし、世界から核兵器を廃絶することを共通の願いとしています。

わたくしたちのまち小田原は、過去に戦災を被るという悲しい歴史をもっています。そして多くの歴史的文化遺産を守り続けているわたくしたちには、こうした惨禍をくり返すことのないよう、平和を守り、きらめく城下町を次の世代へ引き継いでいく責務があります。

小田原市は、美しい地球を大切にし、輝かしい人類の未来を信じ、世界平和を実現するため、ここに永久に平和都市であることを宣言します。

## 小田原市教育都市宣言

(平成16年4月1日告示・制定)

小田原市民は、子どもたちが希望を持ち、健やかに成長してほしいと願っています。世界に目を 開く地球市民であり、郷土の文化と伝統を誇りにしたいと思っています。一人ひとりが自立し、家 庭、学校、地域が支え合う社会を築きたいと願っています。

小田原市と小田原市教育委員会は、市民のこうした思いや願いを実現するために、ここに教育の 行き届いたまち、教育都市を宣言します。

- 1 一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。
- 2 家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。
- 3 学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。
- 4 地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一員であることを自覚し、社会活動に参 加できる地域づくりに努めます。
- 5 地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社 会との交流を深める実践活動を進めます。

市民社会全体を挙げて取り組んだ「静かなる教育論議」の中で寄せられた意見や子どもたちを取り巻く さまざまな問題などを踏まえ、小田原市と小田原市教育委員会の、教育や青少年の健全な育成に対する基 本的な取り組み姿勢を平成16年4月に宣言として示したものです。

13

おだわらっ子の約束

(平成 19 年 1 月制定)

# おだわらっ子の約束

七

六

な命でも大切にしま

五

もったいない

ことをしません

ᄱ

人の話をきちんと聞きます

八

九

おとなたちも、この約束を、自ら守り、またとうという。この約束を守って幸せになります。またとうと、この約束を守って幸せになります。 おだわらっ子に語り続けます。

勇気をもちます

を優 じい 17/7 でみんなと仲良く

に迷惑をかけませ 約束を守ります h ます

明るく笑顔であいさつします。 ありがとう」ごめんなさい」を言い 早起き: 朝巻 こ飯を食べます ます

市民の方々から寄せられた標語を基に、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を10の項目に まとめたものです。教育都市宣言の理念を具体化し、その実現を図るものとして、平成19年1月に制定い たしました。